

## ＜自転車安全運転に関する小冊子・プレゼント＞ 自転車運転、大丈夫ですか？

テレビ・新聞等各種メディアで自転車に関する事故が報道されています。

自転車を運転しているご自身のおケガはもちろん。自転車の運転で相手の方を傷つけ、裁判で多額の損害賠償を命じられる事故が発生しています。

皆様おかれましては当事者になることの無いよう、自転車を運転される方にはますますのご注意を頂きたく宜しくお願いします。

弊社では、自転車の安全運転に関する小冊子を用意しております。電話・メールでお申し出頂いた方には、小冊子を進呈させていただきます。多くの方にお問い合わせ頂きますよう、宜しくお願いします。

### 問い合わせ先

株式会社 エス・ハート

(岩沼本社) TEL:0223-24-4170

(仙台営業所) TEL:022-307-3188

e-mail:a-satou@s-heart.com (ホームページ、「お問い合わせ」をご参照下さい。)

次ページに 新日本保険新聞 2013. 7. 15 記事 を掲載しましたのでご覧ください。

(新日本保険新聞様のご厚意によりご掲載しております。)



(損保版)

第1~4月曜日発行
発行所 新日本保険新聞社
大阪市西区堀本町1丁目5-15
郵便番号550-0004
電話 (06) 6225-0550 (代売)
FAX (06) 6225-0551 (専用)
購読料 1か月2100円
(消費税、送料込み)
©新日本保険新聞社 2013

www.shinnihon-ins.co.jp
faceface
(2013年12月31日まで)
※1月と7月に変更します。

少年の自転車事故で 9,500万円賠償命令

神戸地裁の判決 母親の監督責任を認める

2008年9月に神戸市小学5年生だった少年(現16歳)の自転車にはねられ、今も意識不明の状態となっている女性(70歳)の夫と女性に傷害保険金を支払った損害会社が、少年の母親(40歳)に対し、合計約1億9500万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が7月4日に神戸地裁であった。同地裁の田中重幸裁判官は「自転車の運転に随する十分な注意を怠っていた」として、母親に対し合計約9500万円の賠償を命じた。

被害女性の夫と損害会社が訴訟 坂の下りで衝突、未だ意識戻らず

判決の内容によると、「に果たしていなかった」と指摘し、母親の監督責任を認めた。その上で、女性の成年後見人として補選した夫に対し、女性の逸失利益や介護費などを考慮し、約9500万円、損害会社に約6000万円、合計約9500万円の支払いを母親に命じた。この金額は過去最高である。

判決の理由として、「少年の前方不注意が事故の原因」と認定。少年は「危険な走行をしており、日ごろから指導をしていなかった」と監督責任を否定したが、傷害保険のヘルメットを装着してなかったことなどから、「自転車の運転に随する十分な注意を怠っていた」として、賠償義務を十分に怠り、監督義務を十分に怠り、他人の財物を壊すな

子どもの自転車の賠償責任が親に課せられる。損害賠償が先行している用子「知らず知らずのうちに、自転車の事故や安全な乗り方などへの備え」(神戸地裁判決)「自転車の賠償責任を怠り、他人の財物を壊すな

く、被害女性に傷害保険金を支払った損害会社にも支払いを命じた。自転車の利用の場合、大人だけではなく、子どもも加害者になり得る。その場合、親が子どもに代わり賠償責任が問われる。今回の判決のように1億円近い支払い命令が出れば大変な負担になる。そのため個人賠償責任保険やTOMMY付帯保険(自転車安全整備店で購入または点検整備を行った基準に合格した自転車に貼付。相手と自分の生命・体を補償。保険期間1年)による備え、ま

た、自転車利用中の事故に十分な対応するための傷害保険の備えも必要だといえる。少年の自転車利用に対する指導・注意が親権者の監督責任が問われる。だが、実際のケースとして

あってもなかなか自転車の安全な乗り方や交通ルールを熟知しているわけではなく、そこで地域に根ざした代理店が自転車の安全な乗り方やリスクマネージャーの役割を果たすことが期待されている。

り、地元警察と連携して交通安全啓発を聞くなどして自転車の安全な乗り方やルール、事故防止の普及に努めることで、地域のリスクマネージャーの役割を果たすことが期待されている。

## <小冊子>「これで安心！自転車ライフ」



### <高額賠償事故例>

#### ①小5男子が自転車ではね寝たきり、親に9,500万円賠償命令。(2013年 神戸地裁)

小学5年の男子児童の自転車にはねられて寝たきりの状態になったとして、被害者女性（67）の家族と保険会社が、男児の母親（40）に損害賠償を求めた訴訟の判決で、母親に計約9500万円を支払うよう命じた。

判決によると、坂を自転車に乗って時速20～30キロで下った際、散歩途中の女性に衝突。女性は頭の骨を折るなどして意識が戻らない状態になった。裁判官は判決理由で、児童の前方不注意が事故の原因と判断。

#### ②自転車事故で1,300万円賠償命令（裁判所呼び出し放置）（2009年 大阪地裁）

交差点で自営業の女性（69）が大けがをした自転車同士の事故をめぐり、大阪地裁が、パートの女性（60）に約1300万円の損害賠償を命じる判決を言い渡した。パート女性は裁判知識にうとく、裁判所からの呼び出しも放置していた。

判決などによると、事故は加害者女性が自転車で左折しようとした際、直進の自転車と衝突、被害者女性がバランスを崩して転倒した。運悪く転倒場所に石があり、股（こ）関節や肩の骨を折る重傷を負った。

一方、被害女性は治療費のほとんどを自己負担し、後遺症などで仕事もできなくなり廃業。当然、加害者の対応は不誠実と映り、刑事告訴とともに損害賠償を求めて民事訴訟を起こした。民事訴訟では地裁から出頭を2度命じられたが、「勤務先はぎりぎりの人数で交代できない。休んだら迷惑をかける」と放置したという。

加害者女性は毎日自転車通勤しており、事故は初めてだった。判決では「一時停止しなかった」と過失を指摘されたが、パート女性の自転車には傷一つなく、スピードは出していなかったつもりだった。

パート女性は「衝撃は軽かったのに、なぜこんなことに…。自転車事故でこんな高額な賠償金が求められるなんて本当に知らなかったんです。自転車保険に入っておけばと、悔やんでも悔やみきれません」と話している。